

## 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第53回）開催結果概要

### 1 日時

平成27年2月3日（火）午後1時30分から午後4時20分まで

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

井堀利宏，大野勝則，倉地真寿美，酒巻匡，仙田満，高橋宏志〔座長〕，徳久正，中尾正信，二島豊太，山本和彦

（事務総局）

門田友昌審議官，大須賀寛之総務局第一課長，森健二総務局参事官，  
福田千恵子民事局第一・三課長，香川徹也刑事局第一・三課長，  
品田幸男行政局第一・三課長，和波宏典家庭局第二課長

### 4 進行

#### （1）報告及び意見交換等

ア 第6回報告書骨子案（以下「骨子案」という。）について

（ア）報告書の構成等

門田審議官から，報告書の構成は，「 」が冒頭の全体説明及び要約，「 」が民事第一審訴訟事件，「 」が刑事第一審訴訟事件，「 」が家事事件・人事訴訟事件，「 」が上訴審における訴訟事件となる予定であること，実情調査に関する記述は該当分野に関する統計データの分析の直後に記載する予定であること，これまで報告書末尾に掲載していた「資料編」は，今回から製本版に掲載せず，最高裁ウェブサイトへの掲載のみを行う予定であることなどが説明された。

（イ）民事訴訟事件について

福田民事局第一課長から，民事第一審訴訟事件，医事関係訴訟事件及び

建築関係訴訟事件について、主要な統計データの説明がされるとともに、民事第一審訴訟事件の長期化傾向は、争点整理期日回数の増加によるところが大きいと推察されること、他方で、医事関係訴訟事件については、人証調べ前の争点整理期間が長くなってはいるが、人証調べ終了後の期間が短くなっており、争点整理が充実してきているとうかがわれることなどが説明された。また、民事実情調査に関連して、平均審理期間1年超の事件類型に係る新受件数が増えているなど、事件の複雑困難化を裏付ける統計データが紹介されるとともに、口頭議論の活性化に向けては、事案の全容を把握するまでの段階とそれが一通り把握できた後の段階などの局面の区別を念頭に置きつつ、口頭議論の在り方について裁判所と当事者との認識を共通にしていく必要があると思われること、合議体による審理の充実は、迅速化の観点からも有用と考えられることなどが説明された。

続いて、品田行政局第一課長から、知的財産権訴訟事件、労働関係訴訟事件、労働審判事件、行政事件訴訟について、主要な統計データの説明がされるとともに、労働関係訴訟事件及び行政事件訴訟については、訴訟代理人の選任状況が平均審理期間の推移に影響していることがうかがわれること、若干ではあるが審理期間が伸びている労働審判事件については、事前交渉も踏まえて労働審判に適した事件を的確に見極め、十分な事前準備をすることが重要と思われることなどが説明された。

(中尾委員)

民事第一審訴訟事件(過払金等以外)において、平成22年からの3年間で、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が約7%増えているが、これには、弁護士が増加も影響しているのか。

(門田審議官)

今後の動向を見ていく必要があると思うが、ご指摘の要素もあるのでは

ないか。また，弁護士を選任を要するような難しい事件が増えているというところもあると思われる。

（高橋座長）

医事関係訴訟事件について，人証調べ後から終結までの期間が短くなってきているのは，どのような要因に基づくものか。

（福田民事局第一課長）

人証調べ前に十分に争点整理をすることにより，人証調べ後に更に争点整理をしなければならないような事態が防げるようになったことや，鑑定をしなくても判決できる事件が増えたことによって，期間が短縮したのではないかと思われる。

（大野委員）

人証調べが終わった後の期間が比較的長いことには，人証調べ後に和解勧告をしたり，最終準備書面の作成をしたりということが関係していると思われる。

（門田審議官）

最近のプラクティスでは，争点整理が十分にされたことを踏まえて，和解勧告が人証調べ前の争点整理段階で行われている場合も多いと思われる。

（山本委員）

医事関係訴訟事件については，争点整理が充実したことで，当事者間の争いが残る部分が減って人証調べ実施率が減少し，専門委員の活用等で専門的知見が得られるために実質的に争いのある部分が減って鑑定実施率が減少していて，の影響もあって人証調べ後の審理期間が短くなっているという理解で良いか。

（福田民事局第一課長）

おおむねご指摘のようなところではないかと考えている。争点整理手続において，協力医の私的意見書，医師の陳述書，医学文献等が出される中

で、争点が絞られ心証も形成されるために、和解もできやすくなるし、鑑定が必要なくなる場合も出てくるということである。

(山本委員)

専門委員については、制度導入当初、踏み込んだ説明まですることについては消極的に解されていたように思われるが、現状では、評価的な説明もされているために、鑑定の必要がなくなっているということか。

(福田民事局第一課長)

もとより専門委員が意見を述べることは制度上予定されてはいないが、先ほどのような証拠資料や当事者の主張に関し、意見にわたらない範囲での説明は行われていると思われる。そうした説明によって、前提となる医学的知見について当事者双方及び裁判所の間で共通の理解が得られ、争点が絞られることもある。

(井堀委員)

医事関係訴訟事件について、平成19年においては、前年よりも人証調べ前の争点整理期間が短縮しているようであるが、なぜか。

(門田審議官)

確たることは言えないが、医事関係訴訟事件の場合、事件数自体が少ないため、各年の終局状況によるぶれが出やすいという傾向もある。

(仙田委員)

平成26年の統計データも見る必要があるが、平成25年においては、建築関係訴訟事件のうち瑕疵主張のある事件の平均審理期間が、平成18年よりも1割以上長くなっている。平成18年より前の時期と比べるとどうか。

(福田民事局第一課長)

建築関係訴訟事件について、平成18年より前の時期の全国統計はない。一部の裁判所に係るサンプルデータはあるが、それによれば、平成18年

より前の時期と比べて、現在の方が審理期間が短くなっている。

(中尾委員)

実情調査の結果に関しては、弁護士の数が増えたのになぜ訴訟事件が増えないのかに関心がある。仮説としては、 弁護士の法的サービスが多様化し、弁護士が法律相談や顧問契約等を通じて継続的に関わりながら当事者同士での紛争解決をサポートするようになっていること、 弁護士も関与した上で、家賃保証など、訴訟を予防し得る社会的基盤が整えられてきていること、 訴訟を回避する傾向のある大企業や富裕層と、法律扶助が受けられる低所得者の間にある「中間層」が、回収までのコストを考えて訴訟が割に合わない事件については自ら解決しようという意識になっているために、単純な訴訟事件が減っていることなどが考えられる。

(山本委員)

当事者の紛争解決能力が向上しているために訴訟事件が減少しているということであれば良いが、弁護士保険の影響で自動車の物損事故に関する訴訟が増えていることから考えると、他の分野でも、費用面の問題が解決されると事件数が増えるのかもしれない。

A D Rの件数(年間)については、多くみても全国で合計1万件に満たないように思われるので、A D Rが訴訟事件数の動向に大きく影響しているということはないのではないかと。

かつて民事第一審訴訟事件の多くを占めていた消費者金融の事件は、過払金返還請求訴訟が出てきた後、かなり減少しているが、現在の貸金業法等を前提にすると、この傾向が元に戻ることは考えにくいように思われる。

(倉地委員)

訴訟になっている事件の中にも、勝訴の見込みや回収可能性の点で疑問を感じるものがある。他方で、比較的訴訟になることが多いと思われる、中小企業等の紛争の中でも、訴訟にならないものもあるようである。どう

いった事件が訴訟になるべきなのかということには関心を持っている。

双方に訴訟代理人が付いている事件において争点整理が長くかかる原因として、いずれか一方が本人である場合に比して、間接事実のレベルにまで実質的に踏み込んだ争点整理が可能となる分、期間が長くかかる場合があること、本人への確認が必要だとして訴訟代理人が回答を次回期日まで留保する場合があること、争点整理の段階でこれと並行して和解を勧める場合が多いことが挙げられる。

(二島委員)

弁護士会の法律相談について、相談料を無料にしたり減額したりしたところ大幅に件数が増えたということなので、そういった情報も報告書に盛り込んではどうか。

(酒巻委員)

口頭議論の活性化については、これを行う前提として、弁護士や裁判官がトレーニングを積み、技法を身に付ける機会が必要なのではないか。

(二島委員)

刑事事件においても、弁護人は、裁判員への説明等を口頭で行わなければならない。こうした点についてのトレーニングの在り方も含めて議論していく必要がある。

(大野委員)

刑事事件においても、裁判官は、評議のみならず、公判前整理手続の段階から口頭でのやり取りができなければならない。口頭議論の能力は、民事だけでなく裁判所全体に求められているといえよう。

(倉地委員)

法科大学院を経て弁護士になった者については、弁護士経験が5、6年という若手でも、期日の中で相手に対して突っ込んだ質問をしている。ただ、他方で、口頭で議論しただけの内容をその期日で調書にとるように強

く求めてくる者も多く、裁判所において口頭議論を整理して進行することも重要になっている。

(中尾委員)

本来的には、口頭議論において難しいことが求められているわけではないと思う。要するに、不意打ちが生じないように、主要な争点についての認識を共通化するために、たえずコミュニケーションをとることが必要なものであって、その中でお互いに揚げ足取りをせず忌憚なく議論するということをルール化すれば良いというだけの話だと思う。

(山本委員)

2年超の既済事件のうち、単独事件が占める割合が依然として高い。長期の審理を要する事件が付合議とされていない点について、今後も検証が必要ではないかと思われる。

(中尾委員)

労働審判事件については、相談件数等から考えると、もう少し増えてもいいのではないかという気がするのだが、利用者のニーズはこの程度しかないということなのか。

(品田行政局第一課長)

裁判所は、申立てのあった事件を処理する立場でもあり、平成21年以降、労働審判事件の申立件数が余り増えないことの原因は定かではない。

(ウ) 刑事第一審訴訟事件について

香川刑事局第一課長から、裁判員裁判対象事件について、6月以内に終局する事件の割合が増加しているなど、事件処理の状況に改善傾向がうかがわれること、自白事件で従前より犯情に関する立証が人証により行われるようになってきていること、起訴後早期の段階で主張立証の予定等について議論する際には、それが暫定的なものであって変更の可能性もあることが前提とされるべきであることなどが説明された。

(大野委員)

事件関係者の記憶や被告人の身柄の関係からも、公判前整理手続の期間を短縮することが課題であるところ、一定程度改善が見られていると思う。引き続き、起訴後早期に打合せを重ねる、検察官において任意の証拠開示を幅広に行う、早めに見通しを立てて公判日程の仮予約をしスケジュール感について共通認識を持つといったことに取り組んでいくことが重要である。

ただし、仮予約は飽くまで暫定的なものであるから、必要があれば変更するなど柔軟に対応することが必要である。

公判前整理手続においては、どの段階であれ、被告人がどのように主張するか次第で展開が変わり得るから、民事訴訟事件での口頭議論のように、段階を分けて議論の在り方を整理することは難しい。

自白事件で6月、否認事件で1年が目安と考えている裁判官は多いと思うが、それを超える事件もなおそれなりにある。追起訴待ちが原因のこともあるが、対応策を検討していきたい。

書面の朗読よりも証人の供述を直接聞く方が心証の形成がしやすいので、自白事件であっても人証を活用していく取組を進めていく必要があると思っている。以前は、公判前整理手続の段階で、自白事件で人証を行う必要性自体が議論になっていたのに対し、最近では誰を取り調べるかについて直ちに議論できており、取組が定着してきていると感じているが、できるだけ人証による事案を更に増やしていくべきだと思う。ただし、証人の二次被害に配慮し、事案に応じた対応をしていくことも必要である。

(二島委員)

検察官の捜査能力と弁護人の調査能力には差があることもあり、弁護人が予定主張をあえて明示しない対応をする場合もあることには、ご理解をいただければと思う。



( 徳久委員 )

特に大規模庁で、公判日程の仮予約がうまく機能していると感じる。検察庁においても、仮予約がされれば担当人員の調整がしやすい。

検察庁としても、起訴後 2 週間以内に証明予定事実記載書面を提出する、任意開示に柔軟に対応する、弁護人が不慣れなために予定主張が出ないときに釈明を求めるなどして、予定主張を明らかにするように促していくといったことを意識しており、現場での迅速な裁判への意識は高まっていると思う。

自白事件での人証の活用に関し、性犯罪の被害者が二次被害を恐れて出廷しないような事態も生じたことがあるので、事案ごとに、当事者双方の意見を聴いた上で、柔軟な対応をしていくことが期待される。

被害者が、裁判員裁判対象事件（例えば強盗致傷）で起訴されると自身が証人として出頭しなければならないということを見越して、あえて非対象事件（例えば強盗）で起訴することを要望する場合があります、検察官としては、真相解明と被害者への配慮との狭間で悩むこともある。

( 酒巻委員 )

裁判員裁判対象事件と非対象事件とで、運用が全く違ったままでいいのかという感じがする。今回の骨子案では、裁判員裁判の影響で非対象事件の審理が遅くなったりはしていないということに言及されているが、今後は、非対象事件についても更に注視した方が良いのではないか。

( 大野委員 )

被告人の供述調書を当然に採用するのではなく、まずは被告人質問を先行させる運用が、単独事件においても行われているというように、取り入れられる部分は取り入れている。

( 工 ) 家事事件・人事訴訟事件について

和波家庭局第二課長から、別表第二以外の調停事件について長期化

傾向が見られるところ，相対的に，取下げで終局する事件が減り，調停成立で終局する事件が増えたことが影響したと思われること，遺産分割事件については，調停に代わる審判の利用例が比較的多い点が特徴的であること，婚姻関係事件については，手続代理人の関与率が増えており，一つの可能性として，困難な事件の増加が考えられること，子の監護事件については，面会交流等の事件が増加傾向にあることで平均審理期間が長期化傾向にあること，人事訴訟事件については，財産分与の申立てがある離婚事件の増加や争点整理期間の長期化の影響で，審理期間の長期化傾向が続いていることなどが説明された。

（山本委員）

庁によっては，同じ裁判官が家事事件と人事訴訟事件を担当している場合もあるところ，事件数の増加によって態勢的に無理が生じ，そのために人事訴訟事件等の審理期間が長期化している面もあるのではないか。的確に訴訟指揮していただくだけで解決していく問題なのか。

（大須賀総務局第一課長）

無駄のない効果的な事件処理を目指した検討が必要であることは言うまでもないが，事件数の動向等に見合った態勢が整えられるよう，増員を含む態勢整備にも努めていきたいと考えている。

（門田審議官）

人事訴訟事件について，マンパワーの問題と，当事者側の協力を前提とした訴訟指揮の問題の両方の視点から検証し，改善を図っていく必要があると思われる。

調停事件について言えば，効果的な裁判官関与の在り方がどのようなものかについて試行錯誤が続いているところであり，その到達点も踏まえて，裁判官の関与によってどのような効果が得られるかという視点と併せて態勢整備の必要性を検討していく必要があると思われる。

(二島委員)

例えば、裁判官 1 人当たり何件が適正というような指標はあるのか。

(大須賀総務局第一課長)

庁によっては、1 人の裁判官が種々の事件を担当している場合もあるため、ご指摘のような指標を立てることは難しい。

(高橋座長)

家事情調査では、開廷日が限られている中で工夫しながら期日を入れているなどの実情も明らかになっており、そうした実情からは、なお態勢整備の必要性が示唆されていたように感じられた。

(中尾委員)

ある庁では、最近の増員の後、裁判官 1 人当たりの新受件数が 2 割程度減ったという指摘もあった。そうした態勢整備による効果の点を強調することも重要である。

## イ 家事情調査の報告及びそれに関する議論

(ア) 事件や当事者に関する実情、手続代理人関与の実情

門田審議官から、事件に関する実情について、子をめぐる事件の紛争性が高まっていることなどが紹介され、手続代理人関与の実情について、当事者がインターネットで得た都合のよい情報に固執すると、かえって解決が難しくなる面もあること、本人と手続代理人との信頼関係の構築が以前より難しくなっていること、手続代理人には、当事者本人の立場に立ちつつ、調停委員会とも協働しながら主体的な解決を促す役割が求められること、手続代理人が選任されると、資料の早期提出や期日間での手続代理人間の協議も可能となるため、審理の促進につながることも説明された。

(中尾委員)

実情調査では、遺産分割事件等を中心に、手続代理人が付くことに効用

がある，すなわち，手続代理人において，当事者に寄り添いつつも，解決の見通しをイメージしながら当事者の自律的な解決能力を引き出していくことができるという指摘があった。

手続代理人が付く事件の審理期間が長いのは，家事事件が複雑困難化しており，その解決に向けて手続代理人が努力していることの現れではないか。例えば，離婚事件においても，離婚するか否かよりは子をめぐり争いが主になっており，また，子の監護事件も増加傾向にあるところ，特に子をめぐり争う事件では，より粘り強く調停に取り組まないと解決が難しいように思われる。

もとより，事件が難しくなっているだけに，手続代理人に経験や説得のスキルがないと対応が難しいという面もある。

#### （二島委員）

インターネットで簡単に知識が得られるようになったこと，弁護士の無料相談等も充実していて，簡単な事件であれば相談結果をもとに当事者において解決が可能であることからすれば，手続代理人が付くのは難しい事件に限られてくるのではないか。実情調査においても，この点は示唆されていたと思われる。

#### （仙田委員）

子をめぐり争う事件が増えているが，社会全体においても若年離婚が多く，子どもの貧困が深刻な問題となっている。子どもは離婚における一番の被害者であるにもかかわらず，その点に十分配慮した社会システムができていないのではないかという印象がある。

例えば，離婚に際しての共同養育のためのプログラムの受講の義務化，協議離婚に際しての養育費の取決めの義務化などの対応策が考えられる。外国では，養育費を支払わないと留置される場合もあると聞く。また，面会交流の実現をサポートしていく仕組みも必要ではないか。

(高橋座長)

社会システムや行政サービスの在りようや立法政策にわたるご意見をいただいたが、実情調査でも、裁判所が行政の福祉部門とより連携していくべきであるという指摘はあったところであり、問題意識は共通しているものと思われる。

(イ) 裁判官関与の一層の充実

門田審議官から、裁判官関与の一層の充実に関する実情について、裁判官と調停委員との評議がこれまで以上に充実し、裁判官が調停に積極的に関与していること、各地の実情に応じ、中間評議などでの待ち時間を極力短くし、待ち時間が出ても当事者からその状況への理解を得られるよう、工夫がされていること、期日間隔を短くすることに向けた取組も行われているが、当事者本人の仕事の関係で、1か月より短く期日指定することは難しい実情もあること、裁判官関与の充実の成果について、適正・充実への配慮から調停にかかる期間自体は長くなった面もある一方、審判・訴訟を含めたトータルでの紛争解決に要する期間は短くなっているとの実情もあることなどが説明された。

(中尾委員)

家事事件手続法を契機として意識的に取組が進み、評議がより綿密に行われ、調停委員も裁判官に評議を求めやすくなっているということが各地で指摘されており、良かったと思う。

調停委員から、裁判官関与の一層の充実に向けた取組が始まった当初は戸惑いもあったが、感情調整に自らの主な役割があるという認識に至ったとの指摘もあった。こうした指摘があったことから、以前と比べて裁判官の役割が明確化されて調停に法的観点がかなり入ってきているように感じた。

(高橋座長)

評議に伴う待ち時間の問題もあったが、裁判所から状況の説明があるだけでも大分違うのではないかという印象を受けた。

平成25年の調停成立率はおおむね横ばいであるが、これについては、まだ裁判官関与の充実の取組を始めたばかりの過渡期のデータであるから、一概には言えないであろう。

平均審理期間がやや長くなっている点について、裁判官が関与して問題点について充実した審理がされるようになった結果と見ることもできよう。

(山本委員)

最後は裁判所が判断を示すものである訴訟事件や審判事件と異なり、調停事件の場合、無理に審理期間や成立率の面での成果を求めるのは相当ではないのではないか。単に迅速だけを考えて早く不調にするのが適当でないことは言うまでもないし、成立率だけを考えて裁判所側が過度に強い説得をしてしまい、当事者の納得が得られないままに事件が終局することも望ましくない。

(倉地委員)

統計データでいえば、別表第二事件については、審判に至った場合であってもそれが家裁で確定しているかどうか、その割合が、この取組の成果を図る一つの指標になるのではないか。

別表第二以外の調停事件については、取下率が同様に指標になると思われる。取下率が下がっているということは、一定の成果を得た上で終局する場合が増えているという理解ができると思う。

(ウ) 手続の透明性の確保

門田審議官から、手続の透明性の確保について、第1回期日前の提出書類に関しては、弁護士からも高評価が得られていること、資料の写しを相互に交付するプラクティスも、少なくとも経済事件では定着しつつあること、双方立会手続説明に関しては、期日終了時の説明は争点

の明確化につながるとの意見等が出た一方，第1回期日開始時における事件の一般的説明については，効用に疑問が感じられる向きもあることなどが説明された。

（中尾委員）

手続の透明化については，当事者の好感も得られていたと思う。当事者が重視しているのは，互いの言い分が相手に伝えられた上で納得できる解決に至るプロセスであって，書面のやり取りというのはツールの問題であろう。

（山本委員）

双方立会手続説明については，硬直的な運用にならないかという懸念もあるので，報告書では，重要なのは手続の実質であるということを強調した方が良いであろう。

（高橋座長）

第1回期日冒頭での双方立会手続説明について，内容自体は弁護士から当事者にあらかじめ説明している内容の域を出ないのかもしれないが，裁判所側がそれを当事者双方に告げることで，当事者への説得力が増したり信頼感が醸成されたりするなどの雰囲気づくりができるという面もあろう。

提出書類の書式等についても，各庁ごとに様々な工夫がされていると感じた。

（エ）新たな制度の利用状況等

門田審議官から，調停に代わる審判の利用について，不出頭当事者が手続に協力しない場合，当事者が「合意」には納得しないが裁判所の判断には納得すると見込まれる場合等に利用されていることなどが説明された。続いて，電話会議システム及びテレビ会議システムについて，期日調整がしやすいなどのメリットはあるものの，電話会議システムについては当事者の表情が見えないなどのあい路があることなどが説明された。

(中尾委員)

調停に代わる審判については、活用に値する事件が相当あるのではないかとの印象を受けた。異議申立てがある事件もかなり少ないようであるし、仮に異議申立てが出て審判に至るとしても、迅速化に資するように思う。

(高橋座長)

遠隔地に出かけるのにかかる交通費が馬鹿にならないということは、今回の実情調査で実感したところである。

(2) 今後の予定について

次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第54回 平成27年5月26日(火)午後1時30分から

(以上)